

「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」に対する意見

[住所]	〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F
[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) グリーン購入ネットワーク (GPN) 事務局 深津学治
[職業]	団体職員
[電話番号]	03-5642-2030
[FAX番号]	03-5642-2077
[電子メールアドレス]	gpn@gpn.jp
[意見内容]	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 第2章 第1節 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 ⑤農産物の収穫に伴って生じるバイオマス</p> <p>・ 意見内容 RSPO 認証制度などを活用することで、パーム油発電の燃料に対して<u>環境・社会面の配慮を求めたことは大いに評価できる</u>。さらに非認証油を混ざることなく管理された認証油を用いるとしたことも評価できる。</p> <p>しかしながら発電に使用されるバイオマスはその生産・輸送過程において大きな CO₂ 排出源となる例もあり、個々の燃料についてのライフサイクル評価が重要である。認証材であれば良しとするのではなく、木質系、農産物系、廃棄物系全てにおいて、「<u>個々の燃料についての LCC 評価（ライフサイクルカーボンの算出と評価）</u>」を行い、<u>その結果を事業者で把握し、環境負荷を低減していくことが望ましい</u>」とする必要がある。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） RSPO の認証制度とは別に、現在 ISPO と MSPO という認証制度がそれぞれインドネシア政府、マレーシア政府により推進されており、現状では流通量が少ないが、2年後の 2020 年を目指して義務化することを目標としている（参考資料①）。<u>義務化が実現されると両国で生産されるパーム油はすべて環境・社会面に配慮した第三者による認証油</u>ということになる可能性があり、本ガイドラインで明確にした持続可能性の確認方法は有効性がなくなる恐れがある。パーム油に限らず、輸入されるバイオマスは特に、その輸送過程や土地利用転換による CO₂ 排出量が大きいことから、認証材であれば良しとするのではなく、<u>燃料自体の LCC 評価（ライフサイクルカーボンの算出と評価）と、その負荷低減を事業者へ求めていくことが重要だ</u>と考える。</p> <p>また、国内の木材利用は、森林の荒廃抑制・地域資源の有効利用・エネルギー自給率の向上・地域の経済循環率の向上などにもつながる。バイオマス燃料の LCC 評価を推進することは、国内の木材利用を促進することにもつながると考える。</p> <p>英国の場合、バイオマス発電を行う場合には従来の化石燃料に比べて温室効果ガス排出を 6 割削減することという基準が既に設けられている（参考資料②）。</p> <p>（参考資料①）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：持続可能な調達ワーキンググループ 第 17 回資料 https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sourcing-code-wg/data/20171204-appendix.pdf</p> <p>（参考資料②）バイオマス産業社会ネットワーク（BIN）：シンポジウム「固体バイオマスの持続可能性確保へ向けて～英国の事例と日本の課題～」資料 http://www.npobin.net/UKSBSC2.pdf</p>